

様式第1（第1条関係）

事業継続力強化支援計画に係る認定申請書

令和6年12月26日

奈良県知事
山下真殿

奈良県奈良市西大寺南町8番33号
奈良商工会議所
会頭 小山新造

奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市長 仲川元庸

商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第1項の規定に基づき、別紙の計画について認定を受けたいので申請します。

（備考）

- 1 申請者名は、事業継続力強化支援計画を共同して作成する全ての商工会又は商工会議所及び関係市町村の住所、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

認定を受けようとする計画に係る情報の提供及び助言を行う商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員の氏名：八木一介

【連絡先】奈良商工会議所 中小企業振興部 地域振興課

〒631-8586 奈良県奈良市西大寺南町8番33号

TEL 0742-52-1777 E-Mail miyata@nara-cci.or.jp

奈良市 観光経済部 産業政策課

〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL 0742-34-4741 E-Mail sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

(別表1)

事業継続力強化支援計画

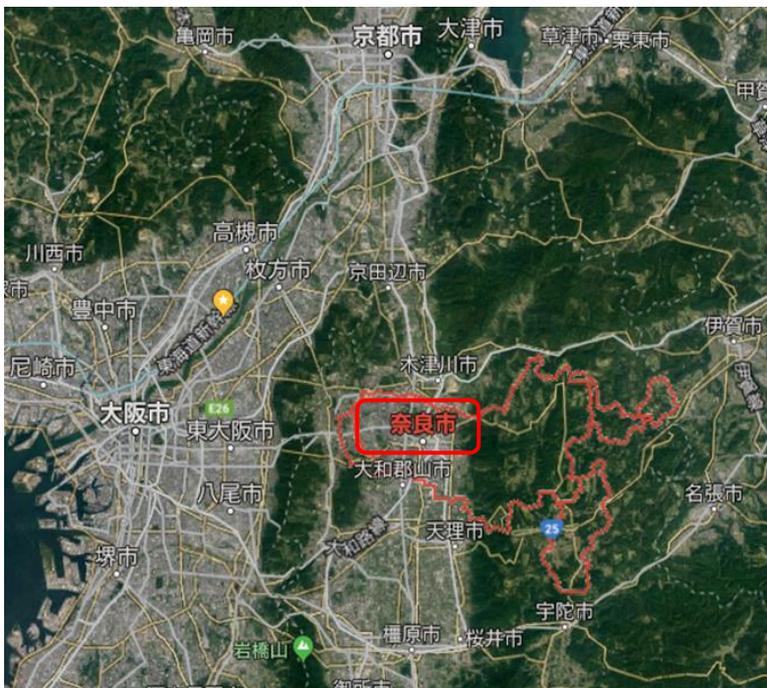
事業継続力強化支援事業の目標

I. 現 状

(1) 地域の現状

【立地】

奈良市は、大阪市からは約 25 km、京都市からは約 35 km、いずれも電車で 40 分程度に位置している。南北約 30 km、東西約 15 km の菱形の奈良盆地の北辺に位置しており、盆地底は 50～80 m 程度の平坦な低地である。奈良盆地を中心に、西部には生駒山地から移行する西の京丘陵・矢田丘陵、東部には大和高原、北部地域には平城山丘陵がある。大和高原は、山地高度は南に高く、標高 200m から 800m 程度でゆるやかに起伏する。市域北東部の名張川や布目川、白砂川などの河川は山間を北流し、木津川と合流している。一方、佐保川、秋篠川、富雄川などの周囲の山地から奈良盆地へ流出する河川は、盆地南部に向かって流下し、大和川に合流している。



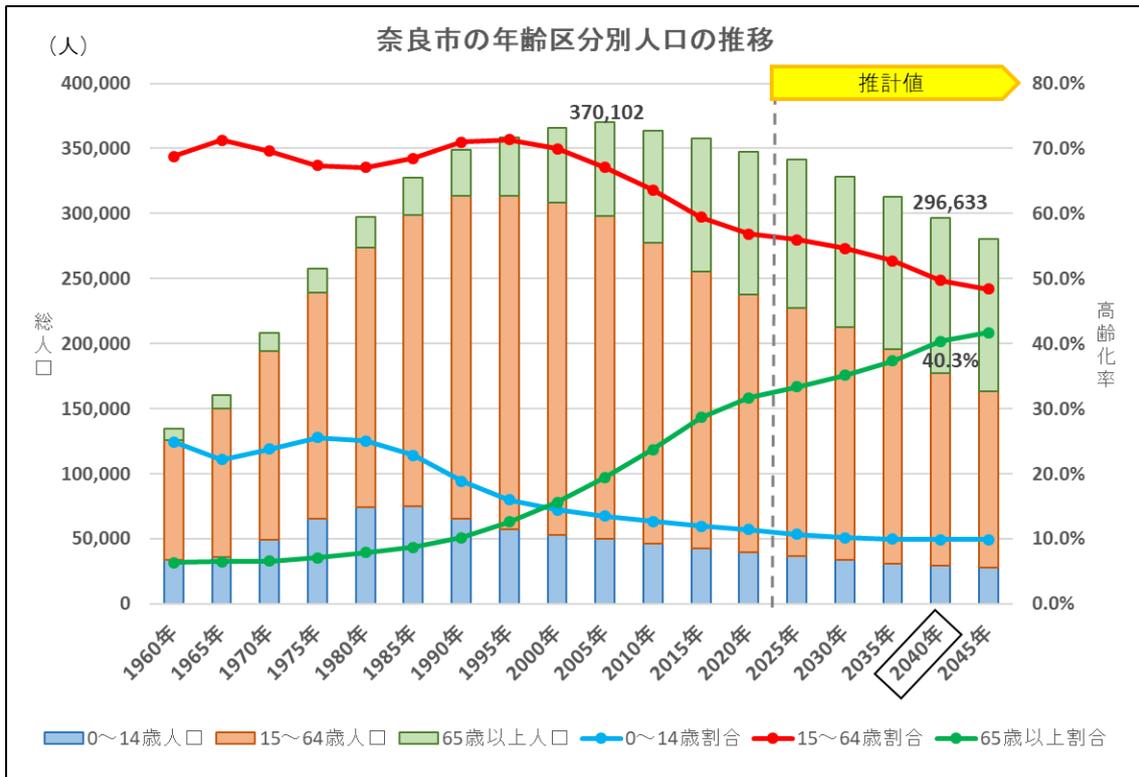
航空写真／Google マップ

【人口】

【人口】

・年齢区分別人口の推移

奈良市の総人口は、2005 年（平成 17 年）を境に減少傾向に転じ、2040 年（令和 22 年）には 30 万人を割り込むことが見込まれている。また、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15～64 歳）の減少に伴い、高齢化率（65 歳以上の高齢者人口が総人口に占める割合）が上昇を続け、2040 年（令和 22 年）には 40% に到達する見込みである。



(出典) 第2期奈良市総合戦略

(2) 商工業者の状況

- ・商工業者等数 12,014事業所
- ・小規模事業者数 7,349事業所

【内訳】

業種		商工業者数	小規模事業者数	備考(事業所の立地状況等)
商工業者	建設業	761	700	国道沿いに多い
	製造業	522	425	
	電気・ガス・熱供給・水道業	12	10	
	情報通信業	129	116	
	運輸業, 郵便業	143	87	
	卸売業, 小売業	2,760	1,483	
	金融業, 保険業	264	84	近鉄・JR駅前に多い
	不動産業, 物品賃貸業	1,078	880	近鉄・JR駅周辺に多い
	学術研究, 専門・技術サービス業	678	497	
	宿泊業	95	61	近鉄・JR奈良駅近郊に多い
	飲食店	1,258	675	駅前、中心市街地に多い
	持ち帰り・配達飲食サービス業	150	54	
	洗濯・理容・美容・浴場業	790	643	
	その他の生活関連サービス業	156	95	

娯楽業	134	93	
教育，学習支援業	609	317	
医療，福祉	1,401	434	
複合サービス事業	58	22	
サービス業(他に分類されないもの)	1,016	673	

「令和3年経済センサス」をもとに作成

【産業構造】

奈良市の産業構成は、商業・サービス業が約 87%を占めており、その内訳は、卸・小売業（23.0%）、宿泊・飲食サービス業（12.5%）、生活関連サービス・娯楽業（9.0%）、その他サービス業（42.5%）となっている。一方で、製造業は全体の 4.3%にとどまっており、観光事業にかかわる商業・サービス事業者が多い。

また、奈良市の小規模事業者数は事業所数全体の約 61%を占めており、多くが小規模事業者という状況にある。

【小規模事業者の現状】

奈良市では新型コロナウイルス感染症の影響で急減した訪日外国人を含めた観光客数が回復している状況ではあるが、近年においては、ビジネスチャンスをつ捉えた積極的な事業運営を行うとする小規模事業者が徐々に増えている。

また、観光事業を営む小規模事業者においては、接客や商品案内、広告、観光地への案内等への外国語対応、訪日外国人の生活習慣への理解、奈良の魅力のPRなど、行政も含めて対応を進めている。

特に近鉄奈良駅周辺の商店街では、多くの人が行き交う中、従来は「待ちの経営」の小規模事業者が多かったが、人を呼び込むために店舗前での実演販売を行う等、一歩前に踏み出した積極的な集客・販促活動が見られる。ならまちは、街並みを楽しむ観光が中心であったが、現在は、古民家を利用するなど街並みに溶けこむように工夫したカフェ・雑貨店等を出店する事業者が増加している。観光客の消費額も増えており、街ににぎわいを創出している。

（3）地域の災害リスク

（洪水：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、市街地地域においては、溢水や越水による浸水被害の他、支川への逆流や用水路等の溢れによる内水氾濫が主として想定されている。秋篠川と佐保川の合流地域に位置する当市唯一の工業地域では、大半の区域で3m未満の浸水が予想されている。また、京終駅周辺の商業地域や準工業地域、近鉄奈良線以南の国道24号線と菰川間に位置する近隣商業地域の一部等では、3m未満の浸水が予想されている。

（土砂災害：ハザードマップ）

当市のハザードマップによると、市街地地域から柳生方面に向かう国道369号線や田原方面に向かう県道80号線の一部が土砂災害警戒区域に指定されており、土砂災害が発生した場合、東部地域との交通が寸断されるおそれがある。

（地震：J-SHIS）

地震ハザードステーションの防災地図によると、震度5弱以上の地震が今後75%以上の確率で発生すると言われている。また、文部科学省〈地震調査研究推進本部〉活断層及び海溝型地震の長期評価結果一覧によると、今後30年以内の発生確率は、奈良盆地東縁断層帯が0～5%、生駒断層帯が0～0.2%、中央構造線断層帯（根来区間）が0.008%～0.3%、南海トラフの地震（M8～M9クラス）が70～80%と公表されている。

(その他)

平成10年の台風7号において大雨、洪水、土砂災害等、広い範囲に多大な被害を及ぼした。この台風により、当市では人的被害に加え、住家被害が660戸にのぼった。

また、当市は内陸に位置している影響もあり、令和元年の猛暑日の日数が17日で、全国929観測所のうち、33位となった。市街地に大規模河川が存在していないこともあり、少雨の際は水不足が懸念される。

(4) これまでの取組み

1) 奈良市の取組み

①奈良市地域防災計画の策定

「災害対策基本法第42条」及び「奈良市防災会議条例」に基づき、地域並びに市民の生命、身体及び財産を災害から守ることを目的として、防災のために処理すべき業務等について定めた奈良市地域防災計画を昭和39年に策定した。その後、平成22年に全面改正するとともに、毎年度見直しを行っている。

②奈良市業務継続計画の策定

非常時において優先的に実施すべき通常業務の特定や、業務継続に必要な資源の確保・配分、指揮命令系統の明確化等について定めた計画を平成31年4月26日に策定した。その後、毎年度見直しを行っている。

③奈良市国土強靱化地域計画の策定

大規模自然災害などが発生しても致命的な被害を負わない「強さ」と、速やかに回復する「しなやかさ」を併せ持つ、「強靱な奈良」のまちを作るための施策を令和元年12月3日に策定した。その後、毎年度見直しを行っている。

④防災訓練や防災講話の実施

総合防災訓練や自主防災防犯協議会等ごとの防災訓練を行って、災害時の対応能力を向上させている。また、皆で取組む防災対策（市民が安全・安心に暮らせるまちをめざして）をテーマとして、奈良市職員が防災についての講話を実施している。

⑤防災備品の備蓄

大規模災害に備えて非常食や、蓄電池、投光器、衛生用品等の防災用物資について、一定量の備蓄を計画的に進めている。また、これらの備蓄物資等が災害時に機能を十分に発揮するように、集中備蓄倉庫（9箇所）及び小学校等にある防災倉庫（分散備蓄倉庫（50箇所））により備蓄を分散し、点検や整備を進めている。

2) 奈良商工会議所の取組み

①事業継続力強化の啓発パンフレット、チラシの配布

中小企業の事業継続力強化、並びに事業継続力強化計画の認定に関する中小企業・小規模事業者向けのパンフレット・チラシ（中小企業庁作成）を経営指導員による巡回指導時や当所の窓口等で配布し、周知啓発に努めた。

②損害保険会社と連携したビジネス総合保険への加入促進

小規模事業者の事業継続力のためのビジネス保険の必要性を周知するため、当所窓口へのビジネス総合保険のパンフレットの設置、並びに経営指導員による巡回指導時に保険加入の促進活動を実施した。

③NHKと連携したBCP策定啓発活動

日時：令和6年10月23日（水）

会場：イリスウォーターテラスあやめ池

内容：京都大津奈良三商工会議所懇談会において、NHKと連携し、BCPの啓発として、NHKの持つ防災・災害対応に係るツールの紹介やVRでの災害体験を実施した。

④当所が実施する防災訓練への参加

当所では、当所及び当館テナントを対象に、防災訓練（地震や火災発生時を想定）を実施しており、当所職員は全員参加し、発災に備えている。

⑤当所会館内での防災備品の備蓄

水、アルファ化米、パン、簡易トイレ

⑥各機関等との連携

- ・「災害時等における施設利用の協力に関する協定」の締結

当市と当所において「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結し、地震等の災害等が発生した場合に、地域住民及び地域事業所従業員並びに帰宅困難者に対し、当所の施設一部を提供することとしている。

- ・京都大津奈良3商工会議所による「大規模災害時等における京都・大津・奈良商工会議所の相互協力に関する連携協定」の締結

京都商工会議所及び大津商工会議所と連携協定を締結し、細目の協議を行いながら、災害時における各会議所間の相互協力を確認している。

II. 課題

奈良市は、比較的自然災害が少ない地域であるため、市民及び市内事業者の防災意識が必ずしも高くないのが現状である。しかしながら2024年8月には南海トラフ地震臨時情報が発表されるなど、大災害の発生はいつ起きてもおかしくない状況である。また日本国内では2020年1月に初めて感染者が確認された新型コロナウイルス感染症の蔓延等、自然災害にとどまらない緊急事態が生じている。

このような災害及び感染症等に備え、発災時の事業継続のために事業者の意識改革を行い、発災に備えることが急務である。

また、当市と当所において、上述のとおり「災害時等における施設利用の協力に関する協定」を締結したが、緊急時における対応の実効性を高めるために、人員の手当てや体制の整備が必要である。

III. 目標

- (1) 地区内小規模事業者に対し、緊急災害時のリスクを伝え、事前対策の必要性を周知することにより、事業者BCP（事業継続力強化計画）の重要性を認識させ、事業者BCPの作成を促進する。

①事業者BCP策定支援セミナーの開催

②経営指導員向けBCP勉強会の開催

- (2) 地区内小規模事業者に対し、緊急災害後の事業休業のリスクを回避し、事業継続するための「ビジネス保険」の必要性を認識させ、ビジネス総合保険への加入を促進する。

(3) 発災時における連絡を円滑に行うため、当所と当市との間における被害情報報告ルートを決め、速やかに情報共有できる体制を構築する。

(4) 発災後の速やかな復興支援策が行えるよう、組織内における体制、金融関係機関等との連携体制を平時から構築する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

(1) 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和7年4月1日～令和12年3月31日）

(2) 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当所と当市の役割分担、体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

1. 事前の対策

奈良市業務継続計画（BCP）と本計画との整合性を整理し、発災時に混乱なく応急対策等に取り組めるよう当所と当市が連携して体制を整備する。

1) 小規模事業者に対する災害リスクの周知

- ・巡回指導時に、ハザードマップや損害保険会社が提供する資料等を用いながら、事業所立地場所の自然災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組みや対策（事業休業への備え、水災補償等の損害保険・共済加入等）並びに事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なもの含む）の必要性について説明する。
- ・当所会報や当市広報、当所及び当市ホームページ、当所メールマガジン等において、国の施策の紹介や、リスク対策の必要性、損害保険の概要、事業者BCPに積極的に取り組む小規模事業者の紹介等を行う。
- ・小規模事業者に対し、事業者BCP（即時に取組み可能な簡易的なもの含む）の策定による実効性のある取組みの推進や、効果的な訓練等について指導及び助言を行う。
- ・事業継続の取組みに関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナー等を実施する。また、セミナー等参加者に対し行政の施策の紹介、損害保険の紹介等を行う。
- ・新型コロナウイルス感染症はいつでも発生する可能性がある。感染症に係る情報を継続的に収集し、事業者に感染拡大防止策等について周知するとともに、今後の感染症対策に繋がる支援を実施する。

2) 当所の事業継続計画（BCP）の作成

- ・当所は、令和元年度に事業継続計画（BCP計画）を作成した。

3) 事業者BCP（事業継続力強化計画）の作成

- ・損害保険会社が提供するBCP作成ツール等を利用し、簡単に作成できる事業者BCPの作成を促進するとともに、中小企業庁が認定する事業継続力強化計画策定を推進する。

4) 関係団体等との連携

- ・連携協定を締結している東京海上日動火災保険㈱、あいおいニッセイ同和損害保険㈱に対し講師の派遣（専門家の派遣）を依頼し、管内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーの実施のほか、事業所への専門家の派遣を実施し、必要な事業者には事業者BCP作成ツールを提供し、事業者BCPの作成を推進するとともに損害保険の紹介等を実施する。
- ・市内金融機関と連携し、発災時における緊急融資制度について情報共有するとともに、発災時に速やかに小規模事業者へ周知できるように周知方法を協議する。また、感染症の拡大に備えて、リスクファイナンス対策としての各種保険の紹介等を行う。

- ・関係機関等へ普及啓発ポスターの掲示を依頼し、広く周知を行う。

5) フォローアップ

- ・事業者BCPを作成した小規模事業者に対し、計画の取組み状況を確認するとともに、情報提供を行い、適宜アドバイスをを行う。
- ・当所と当市の担当者による意見交換を開催し、小規模事業者の取組みの状況確認や改善点等について協議を行う。

6) 当該計画に係る訓練の実施

- ・当市が実施する「奈良市総合防災訓練」等に参加し、日頃より経営指導員等の災害に対する意識を高める。
- ・自然災害（震度7の地震を想定）を想定した当所と当市の連絡ルート等の構築を行うとともに、自然災害が発生したと仮定し、当所と当市で連絡ルートの確認等を行う。

2. 発災後の対策

自然災害等による発災時には、人命救助が第一であることは言うまでもないが、そのうえで、下記の手順により地区内の被害状況を把握し、関係機関へ連絡する。

1) 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に当所並びに当市職員の安否報告を行う。（SNS等を利用した安否確認と業務従事の可否、大まかな被害状況（家屋被害や道路状況等）等情報を収集し、当所と当市で共有する。）
- ・新型コロナウイルスについて国内における感染者が発生した場合には、職員の体調管理を行うとともに、事業所に対しても手洗い・うがい等を実施し、事業所内の感染防止を講じるよう促す。

2) 応急対策の方針決定

①当所と当市との間で、被害状況や被害規模に応じた応急対策の方針を決める。

<例：豪雨災害の場合>

職員自身の目視により命の危険を感じる降雨状況であった場合は、出勤をせず、職員自身がまず安全確保をし、警報解除後に出勤する。など

②職員全員が被災する等により応急対策ができない場合の役割分担を決める。

③大まかな被害状況を確認し、3日以内に当所と当市で情報共有する。

（例：被害規模の目安は以下を想定）

大規模な被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内10%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。 ・被害が見込まれる地域において連絡が取れない、もしくは、交通網が遮断されており、確認ができない。
被害がある	<ul style="list-style-type: none"> ・地区内1%程度の事業所で、「瓦が飛ぶ」、「窓ガラスが割れる」等、比較的軽微な被害が発生している。 ・地区内0.1%程度の事業所で、「床上浸水」、「建物の全壊・半壊」等、大きな被害が発生している。

ほぼ被害はない

・目立った被害の情報がない。

※なお、連絡が取れない区域については、大規模な被害が生じているものとする。

- ・本計画により、当所と当市は以下の間隔で被害情報等を共有する。

発災後～1週間	1日に1回以上共有する
1ヵ月以内	2日に1回以上
3ヶ月以内	1週間に1回以上
3ヶ月以降	1ヶ月に1回以上

3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

発災時、速やかな災害状況の把握と小規模事業者への情報提供を行うため、下記の通り指示命令系統・連絡体制を構築し対応にあたる。

- ①自然災害等発生時に、地区内の小規模事業者の被害情報の迅速な報告及び指揮命令を円滑に行うことができる仕組みを構築する。
- ②二次被害を防止するため、被災地域で実施する活動について役割分担を決める。
- ③小規模事業者の被害状況の確認方法や被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法について、あらかじめ当所と当市で確認しておく。
- ④当所と当市が共有した情報は、奈良県の指定する方法にて奈良県へ報告する。

4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

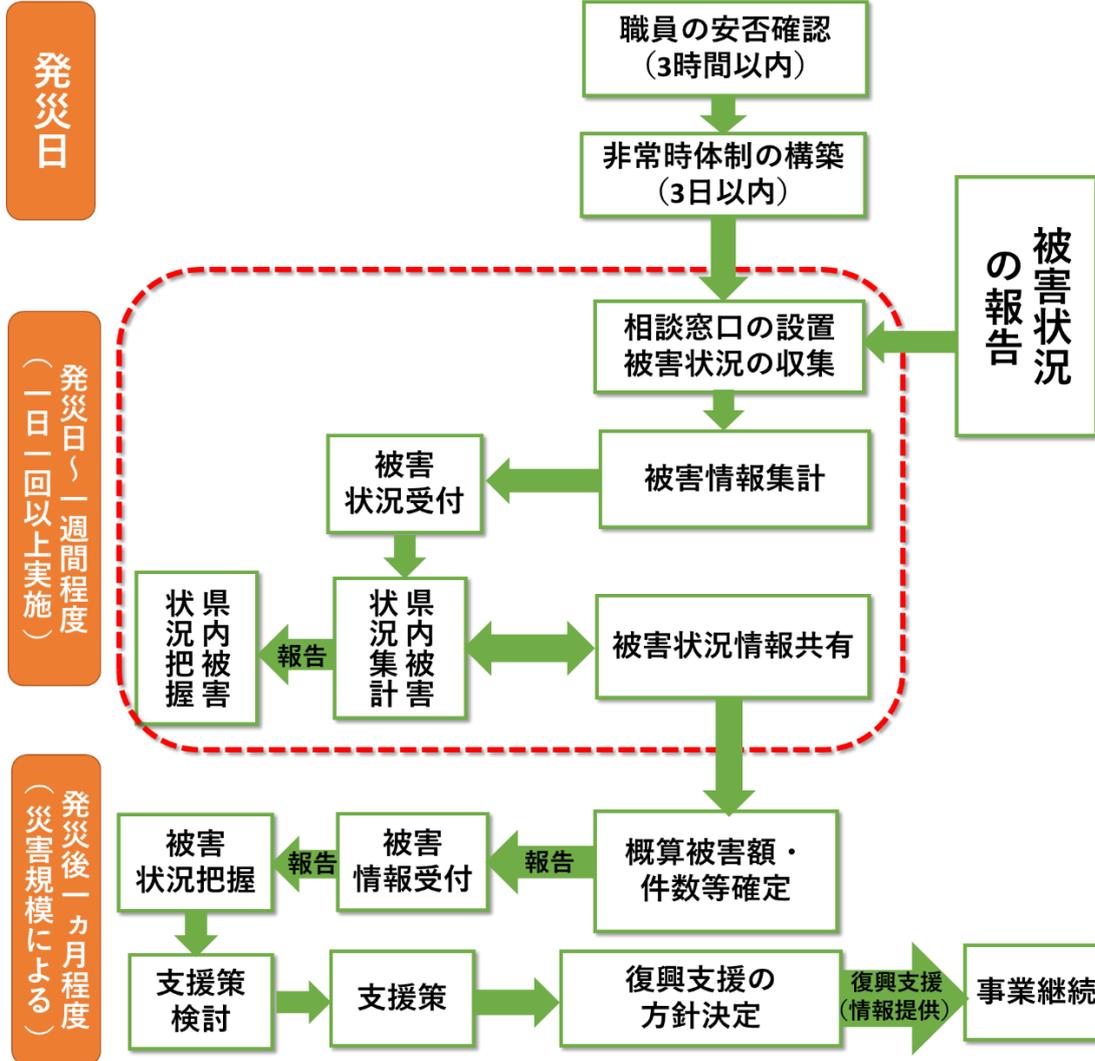
- ①相談窓口の開設方法については、当市と当所で相談し決定する。
(当所が国の依頼を受けた場合は、当所に特別相談窓口を設置する。)
- ②相談窓口は、安全性が確認された場所（当所又は当市施設）に設置する。
- ③地区内小規模事業者等の被害状況の詳細を確認する。
- ④応急時に有効な被災事業者施策（国や都道府県、市町村等の施策）について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ⑤感染症が流行した場合、事業活動に影響を受ける小規模事業者を対象とした支援策を講じるとともに、相談窓口の開設を行う。

5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

- ①国や奈良県の方針に従って、復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を行う。
- ②被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を奈良県等に相談する。

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

■被害状況報告フロー



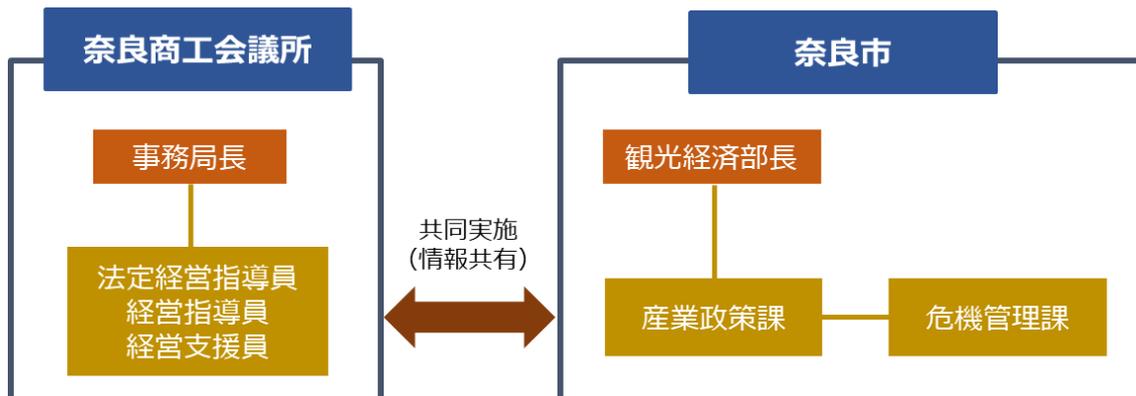
(別表2)

事業継続力強化支援事業の実施体制

事業継続力強化支援事業の実施体制

(令和6年12月現在)

- (1) 実施体制（商工会又は商工会議所の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／関係市町村の事業継続力強化支援事業実施に係る体制／商工会又は商工会議所と関係市町村の共同体制／経営指導員の関与体制 等）



- (2) 商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律第5条第5項に規定する経営指導員による情報の提供及び助言に係る実施体制

①当該経営指導員の氏名、連絡先

経営指導員 八木 一介（連絡先は後述（3）①参照）

②当該経営指導員による情報の提供及び助言（手段、頻度 等）

※以下に関する必要な情報の提供及び助言等を行う

- ・本計画の具体的な取組の企画や実行
- ・本計画に基づく進捗確認、見直し等フォローアップ

- (3) 商工会／商工会議所、関係市町村連絡先

①商工会議所

奈良商工会議所 中小企業相談所

〒631-8586 奈良県奈良市西大寺南町8番33号

TEL：0742-52-1777 / FAX：0742-52-3111

E-mail：info@nara-cci.or.jp

②関係市町村

奈良市役所 奈良市観光経済部産業政策課

〒630-8580 奈良県奈良市二条大路南一丁目1番1号

TEL：0742-34-4741 / FAX：0742-36-4058

E-mail：sangyoseisaku@city.nara.lg.jp

※上記内容に変更が生じた場合は、速やかに奈良県へ報告する。

(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

<奈良商工会議所>

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	330	330	330	330	330
・ 専門家派遣費	55	55	55	55	55
・ セミナー開催費	220	220	220	220	220
・ パンフ、チラシ作成費	55	55	55	55	55

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
会費収入、奈良市補助金、奈良県補助金、事業収入 等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

<奈良市>

(単位 千円)

	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
必要な資金の額	15	—	—	—	—
・ コピー代等	5	—	—	—	—
・ パンフ、チラシ作製費	10	—	—	—	—

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

調達方法
市税等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。

(別表4)

事業継続力強化支援計画を共同して作成する商工会又は商工会議所及び関係市町村以外の者を連携して事業継続力強化支援事業を実施する者とする場合の連携に関する事項

連携して事業を実施する者の氏名又は名称及び住所 並びに法人にあっては、その代表者の氏名
・東京海上日動火災保険(株) 奈良支店 支店長 横澤 雄三 〒630-8115 奈良市大宮町6-2-19 TEL：0742-35-8501 ・あいおいニッセイ同和損害保険(株) 奈良支店 支店長 藤居 亮一朗 〒630-8225 奈良市西御門町2 西御門服部ビル3階 TEL：0742-23-1101
連携して実施する事業の内容
1. 小規模事業者向けBCP策定セミナーの実施 2. 経営指導員向けBCP講習会の実施 3. 小規模事業者向けツールの提供
連携して事業を実施する者の役割
1. 小規模事業者向けBCP策定セミナーの実施 当所が実施する管内小規模事業者を対象とした事業者BCP普及啓発セミナーに講師を派遣するとともに、事業者向けBCP作成ツールを提供する。尚、必要がある場合は、事業所へ直接講師を派遣し、事業者BCP作成の推進と損害保険の紹介・見直し等を実施する。 2. 経営指導員向けBCP勉強会の実施 当所経営指導員を対象としたBCP勉強会に講師を派遣し、事業者BCP作成の推進と損害保険の紹介等を実施する。また、事業者向けBCP作成ツールの作成方法を紹介する。 3. 小規模事業者向けツールの提供 経営指導員による小規模事業者巡回指導時に、事業所立地場所の自然災害等のリスクや事業者BCP(即時に取り組み可能な簡易的なもの含む)の必要性について説明する際の資料として損害保険会社が提供する資料等を提供する。
連携体制図等